

乙第31号証

乙第31号証

大阪地方裁判所 御中

平成17年5月31日

大阪市東淀川区大陽2丁目2番8号
 学校法人 大阪経済大学
 理事長 井 阪 健

債務者が既に提出致しております乙24の「教育職員定年退職者」について誤記が判明しましたので、以下のとおり訂正いたします。

記

【誤】(乙24)	【正】
定年退職後特任となった者	定年退職したが特任とならなかった者
1996(8年度) ■■■■■	■■■■■
2001(13年度) ■■■■■	■■■■■

この結果、最近15年間で定年退職者30名のうち、7人が特任教員に採用されていないと主張していましたが、正しくは9人が採用されていないということになります。また、1号特任と2号特任との採用について区別して規定していることの意味を簡潔にまとめましたので別紙として添付いたします。

以上

大阪経済大学教員採用の手順—2号特任は「専任教員任用の手続きによる」意味—

<専任教員・特任教員（1・2号）・期限付き教員を合わせて、学部配分教員数を充足する>

